

# 山口県報

平成27年  
3月31日  
(火曜日)

## 目次

○告示

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正 (財政課) ..... 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

公衆浴場入浴料金統制額の指定に関する告示の一部改正 (生活衛生課) ..... 三

生活困窮者に対する自立の支援に関する措置に係る事務の委託 (厚政課) ..... 三

農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) ..... 四

解除予定保安林 (周防大島町) (森林整備課) ..... 四

陸揚輸送区域及び出漁準備区域の指定 (漁港漁場整備課) ..... 五

萩漁港及び仙崎漁港における停係泊禁止区域、陸揚輸送区域及び出漁準備区域並びに泊地の指定に関する告示の廃止 (漁港漁場整備課) ..... 五

県道路線の変更 (道路整備課) ..... 五

道路の区域の変更 (道路整備課) ..... 六

道路の供用の開始 (道路整備課) ..... 七

通行する車両の高さの最高限度が四メートルである道路の指定 (道路整備課) ..... 七

○公告

鳥獣保護管理事業計画の公表 (自然保護課) ..... 七

第一種特定鳥獣保護計画の公表 (自然保護課) ..... 八

第二種特定鳥獣管理計画の公表 (三件) (自然保護課) ..... 八

長門都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 九

周南都市計画道路事業の施行 (二件) (都市計画課) ..... 九

○雑報

県報の正誤 (昭和四十五年十月一日山口県規則第四十六号) ..... 一〇

### 山口県告示第百二十五号

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示 (平成十九年山口県告示第百十六号) の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 二 中(国)を(国)とし、(共)から(三)までを(四)から(五)までとし、(六)の次に次のように加える。
- (六) 日本型直接支払交付金

### 山口県告示第百二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年三月三十一日から同年四月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社  
住 所 宇部市大字沖字部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 セントラル硝子株式会社宇部工場  
所在地 宇部市大字沖字部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	項 目	汚 水		等 の		汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通 常	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (t/日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 隔 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
凝 集 沈 殿 槽	コ ン ク リ ー ト 製	〃	凝 集 沈 殿	〃	〃	〃	(既 設)		
沈 殿 池	素 掘 り	一 九、二 〇 〇	沈 殿	〃	〃	〃			
凝 集 沈 殿 槽	〃	〃	凝 集 沈 殿	〃	〃	〃			
中 和 槽	コ ン ク リ ー ト 製	一 四、四 〇 〇	中 和	〃	〃	〃			
排 水 処 理 施 設	鉄 製	一 六、八 〇 〇	沈 殿・中 和 連 続	二 四 時 間	変 動 な し	〃			

四 汚水等の処理施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水		等 の		汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通 常	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	能 力 (m <sup>3</sup> /時)	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 隔 間 (一 日 当 た り の 使 用 時 間)	使 用 の 方 法 (一 日 当 た り の 季 節 的 変 動 の 概 要)
二 七 一 ヌ	六、〇 〇 〇	平 成 二 七、四、二 二	平 成 二 七、五、一 五	平 成 二 七、六、六	連 続 二 四 時 間	変 動 な し

備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

排水処理施設		中和槽		凝集沈殿槽		沈殿池		凝集沈殿槽	
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
四	一〇	〃	〃	九	〃	八・四	八	八・四	八
三	五	〃	〃	七	〃	〃	〃	〃	〃
七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三、〇〇〇	三、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五、〇〇〇	六、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五〇〇	一四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二、一八五・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二、四三〇・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	排水の状況		汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	浮遊物質(mg/l)	窒素	
八・四	七・五	通	通	通	通	一四、四五六・一
〃	九・六	最	最	最	最	一六、四一三・六
〃	〃	大	大	大	大	〃
七	六	通	通	通	通	一四、四五六・一
二〇	一五	最	最	最	最	〃
一六	二〇	大	大	大	大	〃
二五	二〇	通	通	通	通	〃
三〇	四	最	最	最	最	〃
五六	一三	大	大	大	大	〃
〇・三	〇・二	通	通	通	通	〃
一	〇・三	最	最	最	最	〃
一四	〇・五	大	大	大	大	〃
一四、四五六・一	一〇、三〇〇	通	通	通	通	〃
一六、四一三・六	一四、四〇〇	最	最	最	最	〃
〃	〃	大	大	大	大	〃

山口県告示第百二十七号

公衆浴場入浴料金統制額の指定に関する告示(昭和五十八年山口県告示第百四十五号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月十日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置に係る事務を萩市に委託した。その委託に関する規約は、次のとおりである。

一 一の表料金の項中「三百九十円」を「四百二十円」に改める。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県と萩市との間の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置に係る事務の委託に関する規約

(事務の委託)

第一条 山口県(以下「甲」という。)は、生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号。以下「法」という。)に基づく阿武郡阿武町の区域内に居住地を有する生活困窮者及び居住地がないか、又は明らかでない生活困窮者であつて、同町の区域内に現在地を有するものに対する自立の支援に関する措置に係る事務のうち、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を萩市(以下「乙」という。)に委託する。

一 法第四条第一項の規定による生活困窮者自立相談支援事業の実施に関する事務  
二 法第五条第一項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事務  
(経費の負担)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、法第九条第一項の規定により国が負担するものを除き、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、乙の長が甲の長と協議して定める。

(予算の執行)

第三条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の通知)

第四条 乙の長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を公表したときは、遅滞なく当該決算を甲の長に通知するものとする。

(条例等の制定改廃に関する措置)

第五条 乙が、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を制定し、又は改廃したときは、乙の長は、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。

2 甲の長は、前項の規定による通知があつたときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(その他)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の長と乙の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 甲の長は、この規約を告示するときは、併せて、委託事務に関する乙の条例等が阿武郡阿武町の区域に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。  
(委託事務を廃止した場合における決算)
- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。

山口県告示第百二十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地 在 在	面 積 (平方メートル)
農事組合法人坂ノ上の里	下関市菊川町大字上岡 枝四四二	下関市菊川町大字上岡 ほか三八筆 一	八九、一三三
農事組合法人かんばき	木二二六 菊川町大字上保	木字追七の一ほか一 五筆	二六、九九五

二 認可年月日

平成二十七年三月二十三日

山口県告示第百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所  
大島郡周防大島町大字平野字小浜一〇五六の一四
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

山口県告示第百三十一号

山口県漁港管理条例（昭和三十五年山口県条例第四十七号）第十条第一項の規定により、陸揚輸送区域及び出漁準備区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 副政

一 萩漁港

区域の名称	区域	利用の目的
陸揚輸送区域	北緯三四度二五分三九秒東経一三二度二四分五六秒の点をA点、同点から三三四度四〇メートルの点をB点、北緯三四度二五分三六秒東経一三二度二四分四八秒の点をC点、同点から三三四度四三メートルの点をD点とし、A、B、D、Cを順次結んだ線及び陸岸によって囲まれた水域	鮮魚介類等の陸揚げ、積込み、荷さばき又は輸送
出漁準備区域	一 北緯三四度二五分三二秒東経一三二度二四分四五秒の点をE点、同点から二九三度四〇メートルの点をF点とし、C、D、F、Eを順次結んだ線及び陸岸によって囲まれた水域 二 北緯三四度二五分四五秒東経一三二度二四分五五秒の点をG点、北緯三四度二五分四〇秒東経一三二度二四分五七秒の点をH点、北緯三四度二五分四一秒東経一三二度二四分五八秒の点をI点とし、G、H、Iを順次結んだ線及び陸岸によって囲まれた水域	水、水又は油の補給、漁具の積込み等の出漁準備

二 仙崎漁港

区域の名称	区域	利用の目的
陸揚輸送区域	北緯三四度二三分二六秒東経一三二度二一分一秒の点をA点、北緯三四度二三分三一秒東経一三二度二二分〇六秒の点をB点、同点から	鮮魚介類等の陸揚げ、

出漁準備区域	利用の目的
一 北緯三四度二三分三六秒東経一三二度二二分二秒の点をE点、同点から一七六度四〇メートルの点をF点、北緯三四度二三分三七秒東経一三二度二一分一六秒の点をG点、同点から一七六度四〇メートルの点をH点とし、E、F、H、Gを順次結んだ線及び陸岸によって囲まれた水域 二 北緯三四度二三分三五秒東経一三二度二二分〇四秒の点をI点、同点から七五度四〇メートルの点をJ点とし、B、C、J、Iを順次結んだ線及び陸岸によって囲まれた水域	積込み、荷さばき又は輸送 水、水又は油の補給、漁具の積込み等の出漁準備

山口県告示第百三十二号

萩漁港及び仙崎漁港における停係泊禁止区域、陸揚輸送区域及び出漁準備区域並びに泊地の指定に関する告示（昭和三十五年山口県告示第五百四十二号の三）は、廃止する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 副政

山口県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定により、次のとおり県道の路線を変更する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 副政

旧新別	路線名	終起点
旧	下関港垢田線	下関市大字南部町 下関市大字幡生
新	下関港安岡線	下関市南部町 下関市富任町一丁目

山口県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
 路線名 下関美祿線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祿市東厚保町川東字木根ケ瀬三二四の三地先から同市東厚保町川東字三三〇の二地先まで	新	旧	最狭 一一・〇二 最広 一一・〇二	一一〇・二二	備 考
美祿市大嶺町西分字鬼園一二四二地先から同市大嶺町西分 同字二二五の一 地先まで	新	旧	最狭 二二・二二 最広 二二・二二	一一〇・二二	道路改良工事の完了による。
美祿市大嶺町西分字鬼園一二四二地先から同市大嶺町西分 同字二二五の一 地先まで	新	旧	最狭 二五・五〇 最広 二五・五〇	六一二・二二	
美祿市大嶺町西分 同字二二五の一 地先まで	新	旧	最狭 二一・一六 最広 二一・一六	六〇六・〇	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道  
 路線名 奥万倉山陽線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祿市東厚保町川東字鍛冶屋下二九八六の二一 地先から同市東厚保町川東字木根ケ瀬三三〇の三 地先まで	旧	新	最狭 一五・四〇 最広 一五・四〇	九九・四	
美祿市東厚保町川東字木根ケ瀬三三二の三 地先から同市東厚保町川東 同字三二四の一 地先まで	旧	新	最狭 一四・〇〇 最広 一四・〇〇	二七一・二二	県道下関美祿線の道路の区域(重用)

区 間	新		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祿市東厚保町川東字鍛冶屋下二九八六の二一 地先から同市東厚保町川東字木根ケ瀬三二八の二〇 地先まで	新	旧	最狭 三四・八〇 最広 三四・八〇	八三・四	道路改良工事の完了による。
美祿市東厚保町川東字木根ケ瀬三三二の三 地先から同市東厚保町川東 同字三二四の一 地先まで	新	旧	最狭 一九・二〇 最広 一九・二〇	二六〇・一	県道下関美祿線の道路の区域(重用)

道路の種類 県道  
 路線名 下関港安岡線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市山の田東町六四二地先から同市富任町一丁目一〇八三の一 二 地先まで	新	旧	最狭 三五・八〇 最広 三五・八〇	三、九三四・四	一般国道一九一 号の道路の区域

道路の種類 県道  
 路線名 新下関停車場稗田線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市伊倉町二丁目一の一〇 地先から同市伊倉町一丁目二〇の一五 地先まで	新	旧	最狭 三三・一七 最広 三三・一七	四二・二二	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道  
 路線名 吉部下萩線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			

萩市大井字両家六一六の二地先から 同市大井同字六二五地先まで	
新	旧
最狭 一・八・二 一・三・四	最狭 八・七・四 七・二・二
三七・八	三七・八
道路改良工事の完了による。	

山口県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
下関美祿線 県道	美祿市東厚保町川東字木根ケ瀬三二四の三地先から 同市東厚保町川東 同字三二〇の三地先まで 美祿市大嶺町西分字鬼園一二四の二地先から 同市大嶺町西分 同字二一五の二地先まで	平成二十七年四月一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
奥万倉山陽線 県道	美祿市東厚保町川東字鍛冶屋下二九八六の二一地先から 同市東厚保町川東字木根ケ瀬三二八の二〇地先まで	平成二十七年四月一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
新下関停車場線 県道	下関市伊倉町二丁目一一の一〇地先から 同市伊倉町一丁目二〇の一五地先まで	平成二十七年四月一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
吉部下萩線 県道	萩市大井字両家六一六の二地先から 同市大井同字六二五地先まで	平成二十七年四月一日

山口県告示第百三十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	区 間	指定の期日
一般国道 三一六号	山陽小野田市大字厚狭字植生田四七五の一地先から 同市大字郡字一里ケ浴三四九地先まで	平成二十七年四月一日



(九五) 鳥獣保護管理事業計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）附則第四条の規定によりその例によることとされる同法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号）第四条第一項の規定により、鳥獣保護事業計画を変更したので、変更後の鳥獣保護管理事業計画を次の要領により公表します。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 計画の内容

- (一) 鳥獣保護管理事業計画の計画期間
- (二) 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- (三) 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- (四) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
  - (五) 特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに猟区に関する事項
  - (六) 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
  - (七) 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
  - (八) 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- 二 縦覧の場所  
山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(九六) 第一種特定鳥獣保護計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）附則第五条の規定によりその例によることとされる同法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号）第七条第一項の規定により、特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画を変更したので、変更後の第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画を次の要領により公表します。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 計画の内容

- (一) 第一種特定鳥獣の種類
  - (二) 第一種特定鳥獣保護計画の計画期間
  - (三) 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域
  - (四) 第一種特定鳥獣の保護の目標
  - (五) その他第一種特定鳥獣の保護を図るための事業を実施するために必要な事項
- 二 縦覧の場所  
山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(九七) 第二種特定鳥獣管理計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）附則第六条の規定によりその例によることとされる同法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号）第七条の二第一項の規定により、特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画を変更

したので、変更後の第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を次の要領により公表します。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 計画の内容

- (一) 第二種特定鳥獣の種類
  - (二) 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間
  - (三) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
  - (四) 第二種特定鳥獣の管理の目標
  - (五) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項
  - (六) その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項
- 二 縦覧の場所  
山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(九八) 第二種特定鳥獣管理計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）附則第六条の規定によりその例によることとされる同法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号）第七条の二第一項の規定により、特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画を変更したので、変更後の第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を次の要領により公表します。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 計画の内容

- (一) 第二種特定鳥獣の種類
  - (二) 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間
  - (三) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
  - (四) 第二種特定鳥獣の管理の目標
  - (五) その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項
- 二 縦覧の場所  
山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所



(九九) 第二種特定鳥獣管理計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十六号) 附則第六条の規定によりその例によることとされることとされる同法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第十八号) 第七条の二第一項の規定により、特定鳥獣(カワウ) 保護管理計画を変更したので、変更後の第二種特定鳥獣(カワウ) 管理計画を次の要領により公表します。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 計画の内容

- (一) 第二種特定鳥獣の種類
  - (二) 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間
  - (三) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
  - (四) 第二種特定鳥獣の管理の目標
  - (五) その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項
- 二 縦覧の場所
- 山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(一〇〇) 長門都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧

長門市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による長門都市計画ごみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
長門都市計画ごみ焼却場二秋・長門清掃工場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(一〇一) 周南都市計画道路事業の施行

周南都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第六十二条第一項の規定による告示(平成二十七年中国地方整備局告示第二十九号)があったので、次のとおり公告します。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
周南都市計画道路事業三・三・二百五国道山手線  
周南都市計画道路事業三・四・二百十二中央線  
周南都市計画道路事業三・六・二百二十四川端通線
- 二 施行者の名称  
山口県
- 三 事務所の所在地  
山口市滝町一番一号
- 四 事業地の所在  
下松市清瀬町三丁目、望町五丁目、瑞穂町三丁目、大字末武中並びに大字末武中宇下和田、字向香力、字西香力及び字鳥越地内

(一〇二) 周南都市計画道路事業の施行

周南都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第六十二条第一項の規定による告示(平成二十七年中国地方整備局告示第二十八号)があったので、次のとおり公告します。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
周南都市計画道路事業三・二・三百一中央通線
- 二 施行者の名称  
山口県
- 三 事務所の所在地  
山口市滝町一番一号
- 四 事業地の所在

平成二十七年三月三十一日印刷  
平成二十七年三月三十一日発行

発行人所

山口県知事

周南市大字久米字鳥越、字弥平、字下毛向、字蔵光及び字流田地内



正 誤

昭和四十五年十月一日山口県規則第四十六号（山口県税賦課徴収条例施行規則）

六	ページ		
下	段		
九	行		
	不動産取得減額申請書	誤	
	不動産取得税減額申請書		正